

報告第 11 号

小城市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金
交付要綱

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 23 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

私立保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所において、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇改善のための経費に対し補助金を交付するための必要な事項を定めた小城市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱を制定したため報告する。



小城市告示第 40 号

小城市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱を
次のように定める。

令和 4 年 3 月 28 日

小城市長 江里口 秀次



小城市告示第 40 号

小城市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等における保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和 4 年 2 月から収入を 3 % 程度（月額 9,000 円）引き上げるための措置を実施した場合、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、小城市補助金等交付規則（平成 17 年小城市規則第 39 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において使用する用語の意義は、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱（令和 3 年 12 月 23 日府子本第 1203 号。以下「国実施要綱」という。）の例による。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和 4 年 2 月から同年 9 月までの間に職員に対して 3 % 程度（月額 9,000 円）の賃金改善を行う事業とする。

(補助事業者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助事業者」という。）は、小城市内に所在する、子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設を運営するもの及び同法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者とする。

2 補助事業者又は補助事業者の役員等が次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 第1項の補助事業者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- （補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が雇用する職員の賃金改善に係る給与・手当・法定福利費等（令和4年2月から同年9月の間に要した費用に限る。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第7条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号のとおりとし、国実施要綱に規定する事業計画書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- （補助金の交付の条件）

第8条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの告示の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない変更については、この限りではない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(補助事業等の変更)

第9条 規則第9条第1項に規定する補助金等変更（中止・廃止）承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

- 2 前項の補助金等変更（中止・廃止）承認申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとし、国実施要綱に規定する事業実績報告書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内又は補助金交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

別表第 1（第 6 条関係）

<p>補助金の額</p>	<p>補助金の交付の対象となる施設ごとに次により算出された額の合計額と、補助対象経費の実支出額とを比較し、いずれか少ない方の額とする。</p> <p>1 賃金改善部分 補助基準額（※ 1）×令和 3 年度年齢別平均利用児童数（見込）（※ 2）×事業実施月数</p> <p>2 国家公務員給与改定対応部分 補助基準額（※ 1）×令和 3 年度年齢別平均利用児童数（見込）（※ 2）×事業実施月数</p> <p>※ 1 補助基準額は、次に掲げる基準額表の定員区分に応じて定められた額とする。</p> <p>（1）保育所基準額表（別表第 2）</p> <p>（2）認定こども園（教育標準時間）基準額表（別表第 3）</p> <p>（3）認定こども園（保育認定）基準額表（別表第 4）</p> <p>（4）小規模保育事業基準額表（別表第 5）</p> <p>（5）事業所内保育事業基準額表（別表第 6）</p> <p>※ 2 令和 3 年度年齢別平均利用児童数（見込）とは、令和 3 年度における各月初日の利用児童数（広域利用の児童数を含む。）の総数を 12 で除して得た数をいう。なお、算出に当たっては、令和 3 年 12 月までは実績値とし、令和 4 年 1 月以降は推測値とする。推測値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。</p>
--------------	---

別表第 2 (第 6 条関係)

保育所基準額表

定員区分	賃金改善部分				国家公務員給与改定対応部分			
	4 歳以 上児	3 歳児	1、2 歳 児	乳児	4 歳以 上児	3 歳児	1、2 歳 児	乳児
20 人	4,240 円	4,670 円	6,070 円	8,350 円	880 円	980 円	1,400 円	1,900 円
21 人から 30 人まで	2,980 円	3,410 円	4,800 円	7,080 円	650 円	740 円	1,210 円	1,700 円
31 人から 40 人まで	2,300 円	2,730 円	4,130 円	6,410 円	550 円	640 円	1,110 円	1,600 円
41 人から 50 人まで	2,200 円	2,630 円	4,020 円	6,300 円	530 円	620 円	1,080 円	1,580 円
51 人から 60 人まで	1,910 円	2,340 円	3,730 円	6,010 円	380 円	480 円	1,010 円	1,510 円
61 人から 70 人まで	1,700 円	2,130 円	3,520 円	5,800 円	340 円	440 円	870 円	1,360 円
71 人から 80 人まで	1,540 円	1,970 円	3,370 円	5,650 円	320 円	410 円	940 円	1,430 円
81 人から 90 人まで	1,420 円	1,850 円	3,250 円	5,530 円	280 円	370 円	940 円	1,450 円
91 人から 100 人まで	1,290 円	1,720 円	3,110 円	5,390 円	240 円	340 円	870 円	1,370 円
101 人から 110 人まで	1,210 円	1,640 円	3,040 円	5,320 円	320 円	410 円	760 円	1,250 円
111 人から 120 人まで	1,150 円	1,580 円	2,970 円	5,250 円	210 円	300 円	760 円	1,260 円
121 人から 130 人まで	1,100 円	1,530 円	2,920 円	5,200 円	200 円	300 円	740 円	1,240 円
131 人から 140 人まで	1,050 円	1,480 円	2,870 円	5,150 円	200 円	300 円	730 円	1,230 円
141 人から 150 人まで	1,010 円	1,440 円	2,830 円	5,110 円	180 円	280 円	720 円	1,220 円
151 人から 160 人まで	1,060 円	1,490 円	2,880 円	5,160 円	180 円	270 円	730 円	1,230 円
161 人から 170 人まで	1,020 円	1,450 円	2,850 円	5,130 円	180 円	270 円	720 円	1,220 円
170 人以上	990 円	1,420 円	2,810 円	5,090 円	170 円	270 円	730 円	1,230 円

別表第3（第6条関係）

認定こども園（教育標準時間）基準額表

定員区分	賃金改善部分			国家公務員給与改定対応部分		
	4歳以上児	3歳児	満3歳児	4歳以上児	3歳児	満3歳児
15人まで	4,280円	4,660円	5,260円	810円	900円	1,060円
16人から25人まで	2,580円	2,960円	3,560円	440円	650円	810円
26人から35人まで	1,910円	2,290円	2,890円	460円	430円	600円
36人から45人まで	1,520円	1,900円	2,510円	390円	480円	640円
46人から60人まで	1,240円	1,620円	2,230円	250円	460円	620円
61人から75人まで	1,090円	1,460円	2,070円	520円	500円	660円
76人から90人まで	980円	1,360円	1,960円	200円	300円	460円
91人から105人まで	1,030円	1,410円	2,010円	200円	300円	460円
106人から120人まで	960円	1,340円	1,940円	180円	390円	550円
121人から135人まで	920円	1,300円	1,900円	270円	360円	530円
136人から150人まで	870円	1,250円	1,860円	300円	270円	440円
151人から180人まで	800円	1,180円	1,790円	160円	370円	540円
181人から210人まで	750円	1,130円	1,740円	150円	240円	400円
211人から240人まで	720円	1,100円	1,700円	140円	350円	510円
241人から270人まで	680円	1,060円	1,670円	140円	230円	390円
271人から300人まで	660円	1,040円	1,640円	140円	230円	390円
301人以上	640円	1,020円	1,620円	140円	230円	390円

別表第4（第6条関係）

認定こども園（保育認定）基準額表

定員区分	賃金改善部分				国家公務員給与改定対応部分			
	4歳以上児	3歳児	1、2歳児	乳児	4歳以上児	3歳児	1、2歳児	乳児
10人まで	6,760円	7,180円	8,580円	10,860円	1,780円	1,870円	2,290円	2,790円
11人から20人まで	4,020円	4,440円	5,840円	8,120円	970円	1,060円	1,460円	1,960円
21人から30人まで	2,830円	3,250円	4,650円	6,930円	610円	700円	1,220円	1,720円
31人から40人まで	2,190円	2,610円	4,010円	6,290円	520円	610円	1,010円	1,510円
41人から50人まで	2,080円	2,500円	3,900円	6,180円	470円	570円	1,100円	1,600円
51人から60人まで	1,800円	2,230円	3,630円	5,910円	520円	610円	920円	1,420円
61人から70人まで	1,610円	2,030円	3,430円	5,710円	390円	480円	880円	1,370円
71人から80人まで	1,470円	1,890円	3,290円	5,570円	340円	430円	840円	1,340円
81人から90人まで	1,350円	1,780円	3,180円	5,460円	310円	400円	820円	1,310円
91人から100人まで	1,230円	1,650円	3,050円	5,330円	370円	460円	780円	1,270円
101人から110人まで	1,160円	1,580円	2,980円	5,260円	260円	350円	770円	1,260円
111人から120人まで	1,100円	1,520円	2,920円	5,200円	250円	340円	860円	1,360円
121人から130人まで	1,050円	1,470円	2,870円	5,150円	230円	320円	740円	1,230円
131人から140人まで	1,010円	1,430円	2,830円	5,110円	220円	320円	730円	1,230円
141人から150人まで	970円	1,390円	2,790円	5,070円	210円	300円	730円	1,230円
151人から160人まで	1,020円	1,440円	2,840円	5,120円	200円	290円	720円	1,220円
161人から170人まで	990円	1,410円	2,810円	5,090円	210円	300円	820円	1,320円
171人以上	960円	1,380円	2,780円	5,060円	290円	380円	710円	1,210円

別表第 5（第 6 条関係）

小規模保育事業基準額表

定員区分	賃金改善部分		国家公務員給与改定対応部分	
	1、2 歳児	乳児	1、2 歳児	乳児
6 人から 12 人 まで	6,850 円	9,110 円	1,290 円	1,810 円
13 人から 19 人まで	5,170 円	7,430 円	1,060 円	1,580 円

別表第 6（第 6 条関係）

事業所内保育事業基準額表

定員区分	賃金改善部分		国家公務員給与改定対応部分	
	1、2 歳児	乳児	1、2 歳児	乳児
20 人から 30 人まで	4,130 円	6,400 円	1,050 円	1,500 円
31 人から 40 人まで	3,630 円	5,900 円	990 円	1,440 円
41 人から 50 人まで	3,590 円	5,860 円	950 円	1,400 円
51 人から 60 人まで	3,370 円	5,660 円	910 円	1,360 円
61 人から	3,220 円	5,490 円	770 円	1,220 円

様式第 1 号(第 7 条関係)

番 号
年 月 日

小城市長 様

申請者住所
氏名

年度保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時
特例事業補助金交付申請書

年度小城市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業
補助金について、補助金の交付を受けたいので、小城市補助金等交付規
則第 3 条第 1 項及び小城市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業
補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 _____ 円
- 2 事業の目的及び内容
- 3 添付書類
 - (1) 国実施要綱に規定する事業計画書
 - (2) 小城市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金所要額調書(別紙 1-1)
 - (3) 収支予算書(別紙 1-2)
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 9 条関係）

番 号
年 月 日

小城市長 様

申請者住所
氏名

年度保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例
事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった、小城市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金を次のとおり変更〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕（中止・廃止）したいので、小城市補助金等交付規則第 9 条第 1 項及び小城市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更交付申請額	金	円
既交付決定額	金	円
差引申請額	金	円

2 変更理由

3 添付書類

- （1）国実施要綱に規定する事業計画書（変更後）
- （2）小城市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金所要額調書（変更）（別紙 2 - 1）
- （3）収支予算書（変更）（別紙 2 - 2）
- （4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 3 号（第 10 条関係）

番 号
年 月 日

小城市長 様

申請者住所

氏名

年度保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例
事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった小城市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金について、下記のとおり事業を実施したので、小城市補助金等交付規則第 13 条及び小城市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金実績額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 国実施要綱に規定する事業実績報告書
 - (2) 小城市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金精算額調書（別紙 3 - 1）
 - (3) 収支決算（見込み）書（別紙 3 - 2）
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類